

令和4年

第10回 農業委員会総会（月例会）議案

令和4年9月7日

前橋市農業委員会

令和4年 第10回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和4年9月7日午後2時00分
- ・閉会日時 令和4年9月7日午後3時13分
- ・開催場所 市庁舎11階北会議室

・出席委員（23人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸	17番 小堀 清
18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美	21番 深町 富士雄
22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘	

・欠席委員（1人）

13番 矢端 晴美

・事務局出席者

事務局長 藤井 義嗣	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	副主幹 篠崎 菜穂子	副主幹 福田 邦夫
主任 寺田 恵美	主事 柴野 雄介	嘱託員 古市 直子	

・付議事件

- (1) 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第55号 農地法の規定による許可の取消しについて（4条）
- (3) 議案第56号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (4) 議案第57号 農地一時転用許可期限延長願いについて（4条）
- (5) 議案第58号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (6) 議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (7) 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (8) 議案第61号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について
- (9) 議案第62号 令和5年度市農業施策等に関する意見について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (6) 農地転用等の意見聴取の結果について

藤井局長	<p>定刻になりましたので、本日、出席の委員の方、全員お揃いですので、これから令和4年第10回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
深町会長	◇（挨拶）
藤井局長	<p>続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、13番 矢端晴美委員の1人です。従いまして、在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数以上になっておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>なお、本総会は一般公開となります。傍聴者がいる場合は、随時、受付をさせていただきますことをご了承ください。</p> <p>ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長、進行をよろしくをお願いいたします。</p>
	《深町会長、議長に就任》
議長	<p>それでは、令和4年第10回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。19番 澁澤 聖一委員、20番 青木 朱美委員をお願いいたします。</p>
	<p>それでは、早速、議事に入ります。議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から12番の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。</p>
寺田主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）
	<p>以上、整理番号2番から11番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。また、整理番号1番の申請については、全部効率要件を満たさないため、保留の審議をお願いいたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>なお、整理番号11番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。</p>
8番委員 (2班班長)	<p>それでは、整理番号3条の11番について説明いたします。現地・面接調査案内図1ページから18ページをご覧ください。申請人は、前橋市空き家バンクに登録された空き家を買うことになり、付随する農地をあわせて取得したく、今回、申請されました。申請地は、今年7月の第8回総会で、別段の下限面積を1aとして認められ、登録された農地です。現地は空き家の西隣に位置し、空き家のある宅地側からしか入って行くことができず、一体での利用が望ましいと思われます。現在は耕作されておらず、雑草が生えていましたが、耕耘すれば、すぐに作付けができる状態でした。面接には申請人本人と夫、行政書士と不動産業者の方、4名で来られました。夫婦ともに前橋市内の会社に勤務していることもあり、前橋市内に移住を希望し、物件を見つけたとのことでした。農作業の経験はないそうですが、5年ほどの家庭菜園等で知識はあるとのことでした。さらに、知人の協力を得ながら耕作をしていきたいとのことでした。栽培する作物としては、トマト、キャベツ、ネギ、ナス、その他いろいろ試してみたいとのことでした。機械の所有状況については、耕耘機を中古で購入する予定だそうです。農業機械については、今、住宅を改装していますが、車庫を建て、そこに保管するそうです。移住の予定は、リフォームに時間がかかるため、約1年後になるとのことでした。以上のことから、調査班としては、前橋市登録空き家に付随する農地であり、営農意欲も認められることから、許可相当と判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明、および調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いいたします。</p>
17番委員	<p>17番です。整理番号11番の件です。空き家バンクに付随する農地を買った場合、全部細かく農作物の販売内容など、4反以上の農業をする人と同じように申請するのですか。</p>
議長	<p>これは、先ほど説明がありましたが、別段面積1a以上ということですので、農産物の販売云々というのは、今回はそういった部分ではありません。</p>

- 1 7 番委員  
議 長 資料の販売先に「ネット販売」と書いてあります。9ページです。  
将来的なことではないですか。この446㎡については、とりあえず、そういった扱いになると思います。それから、職業欄が「農業」ということになっていますので、他に農地を持っていれば別として、分かりませんけれども、調査班長、いかがですか。
- 1 7 番委員  
議 長 それについては、事務局ではないと分からないのではないですか。  
事務局の方でお願いします。
- 深澤係長 お答えさせていただきます。営農計画として、その農地をどのように使うのか、何を作付けするかを書いて提出していただいています。基本的には自己消費になると思いますが、もし、たくさん収穫できるようなら、販売も検討したいという内容でした。実際には、今回、1aという下限面積の農地に登録されたところなので、こちらは400㎡強ですが、空き家とセットで使う分には、下限面積の通常の農地としての4反要件は満たさなくて良いということになります。
- 1 7 番委員 質問の内容が良く伝わらなかったのだと思いますが、空き家バンクの空き家を買くと、小さい面積の農地が付いてきます。全部、このように「1年目は何を作付けする」「2年目は何を作付けする」と申請しないといけないのか、という単純な質問です。
- 深澤係長 作付けについて、どのような計画があるかを書いていただきたいだけです。販売をしなくてはならないということではありません。今後、農地を適正に使っていただけるかどうか、どのような計画があるかを確認するために書いていただいています。
- 1 7 番委員 普通に考えて、空き家バンクに付いているので、自家用野菜になると思うのですが、このように出ているので、全部、同じように書かないといけないのか、というのが質問内容です。
- 深澤係長 初めて農地を持つ方なので、基本的には、何を作るか、どういう計画か、ということは全て出させていただきます。
- 1 7 番委員 分かりました。
- 1 8 番委員 18番です。今回、現地調査に行きました。聞きたいのですが、仮に空き家バンクで、今回のように小さい面積の農地が付いた場合は、この方は農家になる必要というのはないのでしょうか。農家にならないわけにはいかないのでしょうか。
- 深澤係長 お答えします。農業委員会が農家として認めているのは、1,000㎡以上の農地を所有、または借りて、営農していただくこととなります。農業者として就農という形とは一線を画すと思います。
- 1 8 番委員 今回の例は面積が小さいのですが、自分が希望したからこのようになったとのことで、あえて強制的にしてもらうということではないのですか。
- 深澤係長 強制的にというと。
- 1 8 番委員 少し休耕の農地が付いてきてしまった場合がありますよね。
- 深澤係長 それは違います。7月の総会のときに、土地の所有者と住宅の所有者がこの土地をまとめて売りたいということで、農業委員会が審査をし、この土地は誰かが耕起しないと遊休農地になってしまう場合に、下限面積を定めて良いか、皆さんの総意で決めた農地です。その農地を住宅と一緒に取得する場合は、それに基づいて取得できるということになります。あくまで登録しない限りはできません。
- 1 8 番委員 もし、農地はいらなくても、住宅だけ欲しいという方がいたら、この場合はどうなりますか。
- 深澤係長 土地と建物だけ取得して、農地は取得しないという場合は、その農地は空き家に付随した農地ではなくなるので、1a未満の農地からは外れることとなります。あくまで、空き家とセットで登録があった場合に認められます。万が一、1a未満の農地の他の農地と一緒に欲しいという場合は、通常の農地法3条の4反要件を満たしていただくこととなります。
- 1 8 番委員 はい、分かりました。
- 議 長 他、どうでしょう。他になければ採決をしたいと思います。  
整理番号12番は5条申請との関連があるため、後に一括して審議を行います。整理番号1番を保留とし、2番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇ (挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号12番は5条申請との関連があるため、後に一括して審議を行います。整理番号1番を保留とし、2番から11番を許可とすることに決定いたします。

佐藤副主幹 次に、議案第55号 農地法の規定による許可の取消し第4条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

議 長 ◇ (議案書・順次、整理番号、取消理由等を朗読、説明)  
以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

議 長 ◇ (意見、質問等なし)  
それでは、ないようですので、採決をしたいと思います。  
整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇ (挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第55号 農地法の規定による許可の取消し第4条許可について、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

佐藤副主幹 次に、議案第56号 農地法の規定による許可の取消し第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

議 長 ◇ (議案書・順次、整理番号、取消理由等を朗読、説明)  
以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

議 長 ◇ (意見、質問等なし)  
ないようですので、採決をしたいと思います。  
整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇ (挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第56号 農地法の規定による許可の取消し第5条許可については、整理番号1番を承認することに決定いたします。

佐藤副主幹 次に、議案第57号 農地一時転用許可期限延長願第4条許可について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

議 長 ◇ (議案書・順次、整理番号、転用目的、延長期限等を朗読、説明)  
以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

6番委員 6番です。先ほどの取消しについては、農地性があるとの現地確認をいただいておりますが、こちらについては、この延長した期限に工事が終わるだろうという現地の確認はされたのでしょうか。もし、現地確認をしていれば、いつなのか教えてください。

議 長 事務局、お願いします。

佐藤副主幹 農地の確認をした日には覚えていないのですが、別件で現場に行ったときに寄りました。結構、高さがあるところで、道路から見たのですが、北の道路の東側から中を見たところ、看板が設置してあり、道路から見渡せるところは、かなり土が盛ってあり、平らになっていたことを確認しました。こちらの申請の隣接地の方も農地改良が出ていまして、こちらと併せて、10月30日までの期限で申請されています。期限内に終わるのではないかと考えています。

6番委員 ありがとうございます。

議 長 その他、何かございますか。なければ、採決をしたいと思います。  
整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇ (挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第57号 農地一時転用許可期限延長願第4条許可については、整理番号1番を承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第58号 農地法の規定による許可後の計画変更申請第5条許可について、整理番号1番から2番の審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹  
議 長

◇（議案書・順次、整理番号、内容等、転用目的等を朗読、説明）

以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

議 長

◇（意見、質問等なし）

よろしいですか。ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第58号 農地法の規定による許可後の計画変更申請第5条 許可については、整理番号1番から2番を承認することに決定いたします。

次に、議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から7番の審議に入ります。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）

整理番号7番については、前回も保留となったもので、今回も大規模盛土を行う施工業者等が見つからないことを理由に調整できず、総会に間に合わなかったため、保留とし、来月、ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上、整理番号1番から6番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく願いします。

議 長

なお、整理番号4番、6番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

8番委員  
（2班班長）

それでは、報告させていただきます。整理番号4条の4番。現地・面接調査案内図19ページから25ページをご覧ください。申請地は群馬県畜産試験場から北北西約4.1kmに位置し、南側は雑種地、西側は道路、北側は畑、東側は山林と宅地に囲まれた農用区域内にある農地です。農用区域内の農地は原則として転用できませんが、農業用施設に該当するため、許可の対象となります。また、現在、現地には飼料用トウモロコシが作付けされています。面接には申請法人の代表の方と行政書士の方、2名で来られました。申請事由として、酪農業を営んでおり、堆肥舎が不足しているため増設し、事業拡大したく申請したいとのことでした。申請地は、今ある堆肥舎のすぐ隣にある自社農地とのこと。現在、従業員数60名、全飼育頭数2,500頭、搾乳1,400頭、また、乳量としては、年間15,000lほどのこと。売上高は約22億円とのこと。申請地は傾斜地ですが、敷地内の土を動かし整地したいとのこと。敷地内に浸透池を作り、雨水処理対策をするそうです。現在、既存の堆肥舎としては、すぐ隣の敷地に約20m×約70mのものが4棟あり、今回、同じ規模の堆肥舎2棟を増やす予定だそうです。被害防除関係としては、雨水処理は自然浸透とし、外灯は付けないとのこと。以上のことから、調査班としては必要性が確認でき、被害防除対策も取られていることから、許可相当と判断しました。

整理番号4条の6番。現地・面接調査案内図26ページから32ページをご覧ください。申請地は、カネコ種苗ぐんまフラワーパークから北北東約1.0kmに位置し、南側は国道353号線、東側、西側、北側は水路に囲まれた小集団農地の辺縁部にある第2種農地です。現地は除草がされ、適正に管理されていましたが、作付けはありませんでした。面接には代理人の行政書士の方が1名で来られました。申請事由としては、相続で土地の所有者となり、これからシイタケの原木栽培のための木を植林したいとのこと。申請地にはクヌギ、ナラ、その他のものを植林する予定です。少し大きめの苗を植えることで、5年から6年でシイタケの原木として利用できるとのこと。今のところ、販売する予定はなく、自分でシイタケの栽培に使う予定であり、隣の山林の所有者の方の協力を得て、手入れ作業と指導をしていただき、やっていきたいとのこと。地形はそのまま利用するという。以上のことから、調査班としては、本人の労働意欲が認められ、周囲のサポート体制もあることから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

6 番委員 6 番です。整理番号 3 番です。今回、9 7 6 m<sup>2</sup>のうち 5 9 1 m<sup>2</sup>に施設を造りたいということですが、残りの土地の 4 0 0 m<sup>2</sup>弱は耕作を継続していくことになると思いますが、土地の利用計画上、残った土地は耕作が可能な土地なのか、とても不便になるのか、道路からの出入りなど、もし分かったら、教えてください。

望月副主幹 今回の申請地につきまして、道路付けですが、東側の縦通りに面している状況で、ようかん切りのような形で、道路にしっかり接道できるようにして、北側半分、南側半分で一部使いをする予定です。一応、東側の道路付けからの出入りが、しっかりできるところで、今回、北側の部分については、甘藷、サツマイモを栽培するために使い、南側については、あくまで土地の形だけを見ると、特に耕作上、問題はないだろうと思います。

6 番委員 ありがとうございます。

議長 その他、何かございますか。他にないようですので、採決をしたいと思います。  
整理番号 7 番を保留とし、整理番号 1 番から 6 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長 ◇ (挙手)  
全員賛成でありますので、議案第 5 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 7 番を保留とし、1 番から 6 番を許可とすることに決定いたします。  
なお、3, 0 0 0 m<sup>2</sup>を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

佐藤副主幹 次に、議案第 6 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 3 7 番までの審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

議長 ◇ (議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)  
以上、整理番号 1 番から 1 2 番、1 4 番から 3 6 番の申請については、農地法第 5 条第 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。また、整理番号 1 3 番については開発の手続きが完了していないことをご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 なお、整理番号 1 番、6 番、7 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

8 番委員 (2 班班長) それでは、報告させていただきます。整理番号 5 条の 1 番。現地・面接調査案内図 3 3 ページから 3 9 ページをご覧ください。申請地は、荻窪温泉あいのやまの湯から南へ約 1. 2 k m に位置し、北側は畑と宅地、西側と南側は道路、東側は畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第 2 種農地です。現在、作物はなく、草が少し伸びている状態でした。面接には、申請法人の代表と代理人の行政書士の 2 名で来られました。申請事由としては、本社社屋内に来客用 3 0 台程度の駐車が可能ですが、社用車だけで 6 0 台ほどあり、従業員の駐車場も不足しているため申請したいとのことでした。主な事業概要は、上下水道のメンテナンス事業を中心に県と市の仕事もしていて、事業拡大が見込まれているそうです。土地の造成については、ほぼ平らなので、碎石を入れる程度で整地したいとのことでした。雨水処理は自然浸透とのこと、外灯の照明については、2 か所くらい内側向け設置するということでした。フェンスについては、道路に面していない 2 面に、1. 6 m 程度のフェンスを設置するとのことでした。以上のことから、調査班としては、車両置場の必要性が認められ、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号 5 条の 6 番。現地・面接調査案内図 4 0 ページから 4 8 ページをご覧ください。申請地は前橋市立芳賀小学校から南へ約 8 0 0 m に位置し、北側は道路と宅地、西側は宅地と畑、南側は畑、東側は水路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第 2 種農地です。現地は耕耘されていましたが、作物の作付けはありませんでした。面接には申請法人の担当者と、代理人の行政書士の 2 名で来られました。会社の事業内容は、廃棄物の収集運搬から中間処理・ゴミを資源化する事業を行っており、従業員は 4 0 名ほどです。業務で利用しているコンテナ運搬車両と、排出资材等を入れるコンテナを申請地付近の鳥取町と富士見町石井の

工場敷地内に置いていますが、分散しており、不便なため一括管理したく申請地を取得し、既存施設からのコンテナと駐車場を移設したく申請するとのことです。申請地には8立米のコンテナ50台、1.5立米のコンテナ100台、2tから10tの運搬車両を21台置く計画であるということです。土地の造成については、現在ある進入口を広げ、地形はそのまま利用するとのことで、整地は碎石を入れる程度で、そのまま利用するそうです。被害防除対策としては、雨水処理は自然浸透とし、外灯は入口に2灯ほど設置予定だそうです。以上のことから、調査班としては、車両、コンテナ置場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。

整理番号5条の7番。現地・面接調査案内図49ページから55ページをご覧ください。申請地は前橋市立時沢小学校から南へ約1.0kmに位置し、東側と北側は宅地、西側は市道、南側は畑に囲まれた集団農地の辺縁部に位置する第1種農地です。第1種農地は原則として転用できませんが、「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可の対象となります。現地は作物の作付けはなく、草が少し伸びている状態でした。面接には申請法人の代理人と行政書士の2名で来られました。申請理由として、当社は不動産業にて近年は建売住宅の販売を主体に営んでいますが、申請地は学校、商業施設も近くにあり、閑静な住宅街で、住宅用地として適していることから建売分譲住宅4棟分として取得し、地域住民に提供したく申請します、とのことでした。会社の主な事業としては建設、設計等で、従業員数は30名ほどだそうです。昨年度から、会社としては分譲を始めたそうですが、昨年度は11棟を分譲し、完売しているそうです。今現在、80棟分くらいの土地の用意があり、毎年、順次、販売していきたいとのことでした。販売価格としては、2,100万円から1,900万円くらいの間で販売したいとのことでした。造成は西側の道路に合わせて平らにし、北と南の境界線に擁壁を設置するとのことです。今回の申請地については令和5年5月頃、販売予定となっているそうです。建売分譲用地として利用しますが、付近の農地、作物に被害がないように施工したいとのことでした。以上のことから、調査班としては被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

6番委員

6番です。整理番号6番についてです。現地・面接調査案内図46ページの写真を確認いただきたいのですが、この写真の中で、白く太い線で囲われた場所が、今回の申請地だと思うのですが、申請地の南の方は農地のように見えます。北側の方、道路に近いところは、車か何か写っているのですが、現地を確認されたときに、この辺りはどのような状態だったのでしょうか。

8番委員  
(2班班長)

以前、別の方が一時転用をして、車を置いていたので、航空写真には車が写っていますが、今は1台も置いてありませんでした。

6番委員

ありがとうございます。

議 長

その他、ございますか。なければ、採決いたします。

整理番号37番は3条申請との関連があるため、後に一括して審議を行います。整理番号13番を保留とし、1番から12番、14番から36番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号37番は3条申請との関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号13番を保留とし、整理番号1番から12番、14番から36番を許可とすることに決定いたします。

続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号12番、農地法第5条の整理番号37番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

寺田主任

◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号12番の申請については、事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますので、ご報告いたします。

佐藤副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明）

以上、整理番号37番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等、ございませんか。なければ、採決をいたします。

農地法第3条の整理番号12番、農地法第5条の整理番号37番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号12番、農地法第5条の整理番号37番を許可とすることに決定いたします。

続いて、議案第61号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

柴野主事

◇（議案書の朗読、説明）

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見・質問等なし）

議 長

ないようですので、採決をしたいと思います。

議案第61号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第61号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、議案第62号 令和5年度市農業施策等に関する意見について、審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

長谷川局長補佐

◇（別途資料の朗読、説明）

※ 議案書の朗読、説明後に、10月4日の市長、市議会議長への農業施策意見要望、その後の意見交換会への出席についての説明

議 長

以上で、事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

先ほど、事務局からありましたが、農業委員の出席につきましては、事務局と相談をし、指名をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

なければ採決をいたします。

令和5年度市農業施策等に関する意見について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第62号 令和5年度市農業施策等に関する意見について、原案を決定いたします。

次に、27ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（5）までの内容は、

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| （1）法第4条の届出書の受理状況            | 9件  |
| （2）法第5条の届出書の受理状況            | 26件 |
| （3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況   | 13件 |
| （4）現況証明交付状況                 | 2件  |
| （5）相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認件数 | 1件  |

報告事項（6）は、8月総会において許可とした、法第5条の農地転用3件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会午後3時13分）